誓　　　約　　　書

（あて先）四街道市長

　申請した先端設備等導入計画（以下、「導入計画」という。）は、導入促進指針（以下、「指針」という。）及び導入促進基本計画（以下、「基本計画」という。）記載事項に適合したものであることを将来に亘り確約し、導入計画に変更が生じた場合、又は計画の遂行が困難となった場合等においては、速やかに市長に報告し、その指示に従うことを誓約します。

また、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

１　四街道市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等

２　政治活動または宗教活動を目的としたもの

３　公序良俗に反する取り組み

４　四街道市環境基本条例、四街道市公害防止条例の逸脱

なお、上記の事項を違え、当方の事由により指針及び基本計画、導入計画に適合しないこととなった場合又は、虚偽の申告をしたことが判明した場合には、導入計画の認定が取消されても異議を申しません。

また、地方税法附則第15条第45項に規定される固定資産税の課税標準の特例を当方が受ける場合には、当方の発意により税務申告を行います。加えて、四街道市総務部課税課に当方の導入計画に関する情報を提供することを誓約します。

　　年　　月　　日

住　　　所

名　　　称

代表者氏名